

理事の職務権限規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人明光教育研究所（以下「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事及び執行理事たる副代表理事をいう。

（法令等の遵守）

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

（理事）

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

（代表理事）

第5条 代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- （1） 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- （2） 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- （3） 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（副代表理事）

第6条 副代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- （1） 代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- （2） 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって代表理事の業務執行に係る職務を代行する。
- （3） 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（代行順序の決定）

第7条 前条第2号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 この規程は、平成 26 年 6 月 19 日から施行する。
- 2 この規程は平成 27 年 11 月 4 日開催の理事会の議決をもって、平成 27 年 11 月 4 日から変更実施する。

別表

決裁事項	理事会	代表理事	事務局長
人事について			
人事及び給与制度の立案	-	●	□
重要な使用人の選任・解任	●	□	□
職員の雇用・解雇（重要な使用人を除く）	-	○	●
出張について			
国外出張に関する事	-	●	□
国内出張に関する事	-	○	●
契約の締結、解約について			
1件5万円以上	-	●	□
1件5万円未満	-	-	●
支出について			
1件5万円以上（奨学金の振込を除く）	-	●	□
1件5万円未満	-	-	●
出納に関する事項	-	-	●
選考委員会で決議された内容に基づく奨学金の振込	-	○	●
源泉税の申告に関する事項	-	-	●
多額の借入	●	□	-
奨学金事業における、全体予算、奨学生一件あたりの最大給付可能金額、最大給付人数の決定	●	□	-
内部管理体制の整備	●	□	-
従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止	●	□	-
重要な財産の処分及び譲り受け	●	□	-
重要な事業その他の争訟の処理	●	□	-
賛助会費に関する事	-	●	□
職員の教育・研修に関する事	-	●	□
渉外に関する事	-	●	□
外部に対する文書発簡			
特に重要なもの（官公庁等）	-	●	□
その他外部に対する文書発簡	-	○	●
理事会の招集	-	●	□
理事会の議長	-	●	□
評議員会の招集	●	□	-
規程について			
定款以外の規程の制定、変更	●	□	-
内部規程の制定、変更	-	-	●
賃貸借契約	-	●	□
公式ウェブサイトに関する事項	-	○	●
営繕に関する事項	-	●	□
登記事務に関する事項	-	●	□
固定資産の取得、売却、除却、廃棄			
原則	-	●	□
帳簿価額及び時価評価額が5万円未満の場合の除却	-	-	●
リース及びレンタル物件の契約・解約・管理に関する事項	-	●	□

●：決裁を行うことができる □：起案することができる ○：事後報告を受ける